

# 公 示

指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ENEOSフロンティア)	… 2
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (北進モーター販売株式会社)	… 4
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (国土興産株式会社)	… 5
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	… 6

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ENEOSフロンティア  
代表取締役 石川 正之  
東京都港区芝公園二丁目4番1号

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

- (1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター  
東京都町田市小山ヶ丘3丁目2番18号  
認証番号 第1-10832号  
指定番号 関東指第1-3394号
- (2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター  
東京都世田谷区北烏山6丁目1番1号  
認証番号 第1-10982号  
指定番号 関東指第1-3395号

### 4. 期 日

- (1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター  
令和6年10月23日(水) 9時00分
- (2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター  
令和6年10月23日(水) 10時30分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

- (1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター  
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び第94条  
の6第1項の規定違反
- (2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター  
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び第94条  
の6第1項の規定違反

令和6年10月9日

関東運輸局長 藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

北進モーター販売株式会社  
代表取締役 黒米 清  
埼玉県蓮田市桜台3丁目10番6号

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

北進モーター販売株式会社  
埼玉県蓮田市桜台3丁目10番6号  
認証番号 第4-1653号  
指定番号 関東指第4-558号

### 4. 期 日

令和6年10月24日（木）9時00分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年10月9日

関東運輸局長

藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

国土興産株式会社  
代表取締役 浅川 新  
山梨県韮崎市中田町小田川762番地

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

トマト車検の須玉インター店  
山梨県韮崎市中田町小田川753番地1  
認証番号 第8-1372号  
指定番号 関東指第8-446号

4. 期 日

令和6年10月24日（木）10時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の5第5項の規定違反

令和6年10月9日

関東運輸局長  
藤田 礼子

# 公 示

24C06号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月17日

関東運輸局長 藤田礼子

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
事案番号	24C06
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	西武バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C06-1 (廃止)            東京都練馬区大泉学園町8丁目13番先            東京都練馬区大泉学園町4丁目6番先            1. 02キロ</p> <p>事案番号 24C06-2 (廃止)            東京都練馬区大泉学園町4丁目20番先            東京都練馬区大泉町4丁目20番先            1. 13キロ</p> <p>事案番号 24C06-3 (廃止)            東京都練馬区大泉町6丁目4番先            東京都練馬区東大泉2丁目18番先            0. 44キロ</p> <p>事案番号 24C06-4 (休止)            東京都練馬区大泉学園町1丁目3番先            東京都練馬区大泉町5丁目6番先            0. 80キロ</p>
実施予定日	令和7年4月1日
休止の予定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
休廃止を必要とする理由	深刻な運転士不足の問題や運転者の労働時間等の改善基準告示の見直しに加え当該路線で使用している車両の老朽化などのため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。